

産後ケア施設利用の助成について

産後ケア施設とは・・・

出産後、家族などから支援が得られなかったり、心身の不調や育児不安を抱えるお母さんとそのお子さんのため、健やかに生活できるよう母体の回復や心理的な安定をサポートする施設のことです。

石垣市は、お母さんたちが安心して子育てができるよう、産後ケア施設の利用料を助成します。

対象者 産後1年以内の産婦さん

- ・ 家族等から十分な支援が受けられない・・・
- ・ 産後に心身の不調がある・・・
- ・ 育児に対する不安がある・・・

そんなお悩みをお持ちのお母さん、ぜひご利用ください。

助成を受けるには、お手続きが必要です。

お気軽に、お問い合わせください。

※託児所ではございません。

※所得区分により助成額が異なります。

※石垣市民の方が対象です。



自己負担額一覧（所得区分毎）

種 類	課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊 / 日	3,000 円	0 円	0 円
通所 / 回 (6 時間)	2,000 円	0 円	0 円
通所 / 回 (3 時間)	1,000 円	0 円	0 円
訪問 / 回	1,000 円	0 円	0 円

【利用回数の上限】

- ◆ 宿泊は3日まで
- ◆ 通所は利用時間に関わらず7回まで
- ◆ 訪問は4回まで

-里帰りなど石垣市外での利用を希望される場合-

市外の施設でも助成が受けられますが、利用希望施設との調整が必要となりますので、事前に、石垣市健康福祉センターへご連絡ください。

※償還払い（ご自身で施設利用料の全額をお支払い頂き、後日、助成額の範囲内で払い戻し）となる場合がありますので、ご了承ください。

【問合せ】

石垣市健康福祉センター 産後ケア担当 ☎ 0980-88-0088



「石垣市ひとり親家庭生活支援モデル事業」 支援希望者募集

支援を希望する各ひとり親家庭の状況に応じた自立支援計画を作成し、無償で住宅支援や生活支援コーディネーターによる生活、子育て、就労等のトータルサポートを行います。

市内に住所を有する
(3ヶ月以上)
ひとり親家庭
※事実婚を除く

18歳未満の児童を
養育している家庭

本事業の支援期間内に
自立に向けた具体的な
目標及び意欲のある方

18歳未満の児童を養育する、自立に向けた具体的な目標及び意識のある市内在住のひとり親家庭3世帯
(令和4年5月末時点)

受託事業者：(一社) 石垣市ひとり親家庭福祉会

☎ 080-2739-3638 メール：ishigaki_hitorioya@yahoo.co.jp